資料２-２

第10期
上尾市高齢者福祉計画・
介護保険事業計画　素案

第１章　計画の策定にあたって

１ 計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢化は急速に進展しており、令和８（2026）年９月15日現在、総人口は1億2262万人、65歳以上人口は3624万人、高齢化率は29.6%に達しています。

また、団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となった令和７（2025）年を経て、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、労働人口の急減による担い手不足や社会保障負担の増大が懸念されています。

第９期計画の期間満了に伴い、国の動向や、これまでの取組を検証し新たな課題に対応するため、令和９年度から令和11年度までの３年間を期間とする「第10期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

２ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針

国から示された、国の第10期介護保険事業計画基本指針の内容について、掲載をしていきます。

【第10期計画における重点的な取り組み】

○ 地域包括ケアシステムの深化・推進
○ サービス基盤と人的基盤の持続可能性の確保
○ 認知症施策とアウトリーチの強化

第１章　計画の策定にあたって

３ 計画の法的根拠

老人福祉法及び介護保険法に基づき、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定し、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指しています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律と共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、定めるよう努めることとされている「上尾市成年後見制度利用促進基本計画」及び「上尾市認知症施策推進計画」、並びに厚生労働省発出の『「介護給付適正化計画」に関する指針』に基づく「上尾市介護給付適正化計画」を含みます。

４ 計画の位置付

本計画は、上尾市総合計画の下に位置付けられた高齢者福祉に係る計画として、高齢者に関わるさまざまな計画との整合性を図ったものとします。

また「第３次上尾市地域福祉計画・第６次上尾市地域福祉活動計画」等と整合を図り計画を推進していきます。

本計画は、令和９年度を始期とし、令和11年度を最終年度とする３か年計画として策定しています。

第１章　計画の策定にあたって

５ 計画の策定

本計画の策定にあたっては、現状の人口構造や介護レセプト・要介護認定情報などの分析結果等を用いて地域の実態を把握するとともに、地域ケア会議における事例検討会や生活支援コーディネーター等の活動、各種アンケートによる調査結果等から把握した地域課題の解決に向けた取組を検討しました。

（１）上尾市介護保険事業計画等推進委員会による検討
（２）計画策定に係るアンケート調査の実施
（３）全庁的な調整・検討
（４）市民コメント制度の実施
（５）第９期計画期間の分析と評価の実施

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

１　上尾市の概況

（１）地理特性

本市の地理的状況を整理し、記載をします。

（２）日常生活圏域の設定及び状況

日常生活圏域の設定方法は、地理的条件や人口規模、交通事情、介護保険施設の整備状況等の諸条件を勘案して決定します。本市では、10の日常生活圏域を設定しています。

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

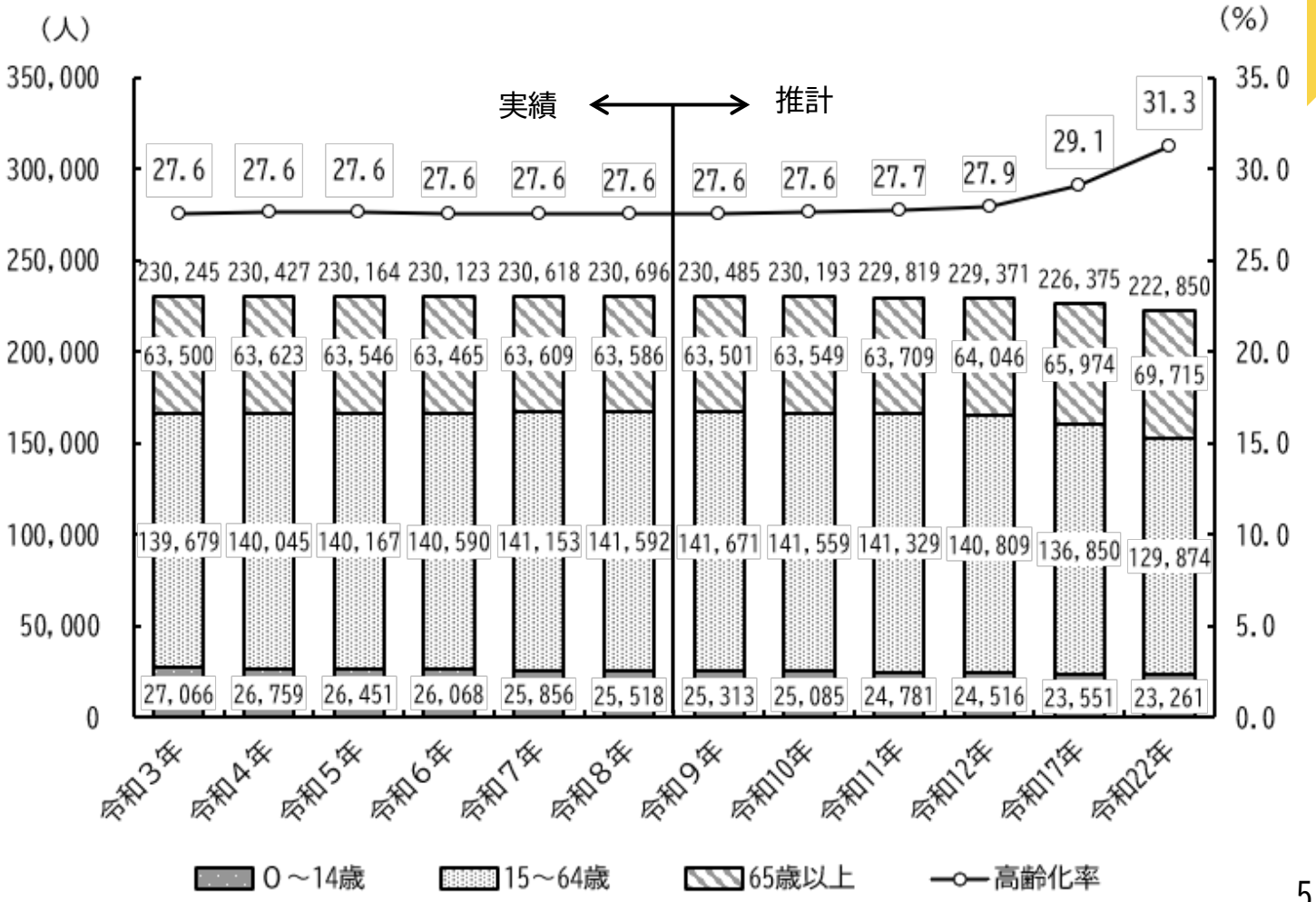
２ 上尾市の高齢者を取り巻く現状と見通し

（１）年齢３区分別人口の推移

上尾市の総人口は令和３年以降横ばい傾向となっており、令和８年には230,696人となっています。

65歳以上の高齢者人口も令和３年以降横ばい傾向となっており、令和８年には63,586人となっています。高齢化率は令和８年で27.6％となっています。

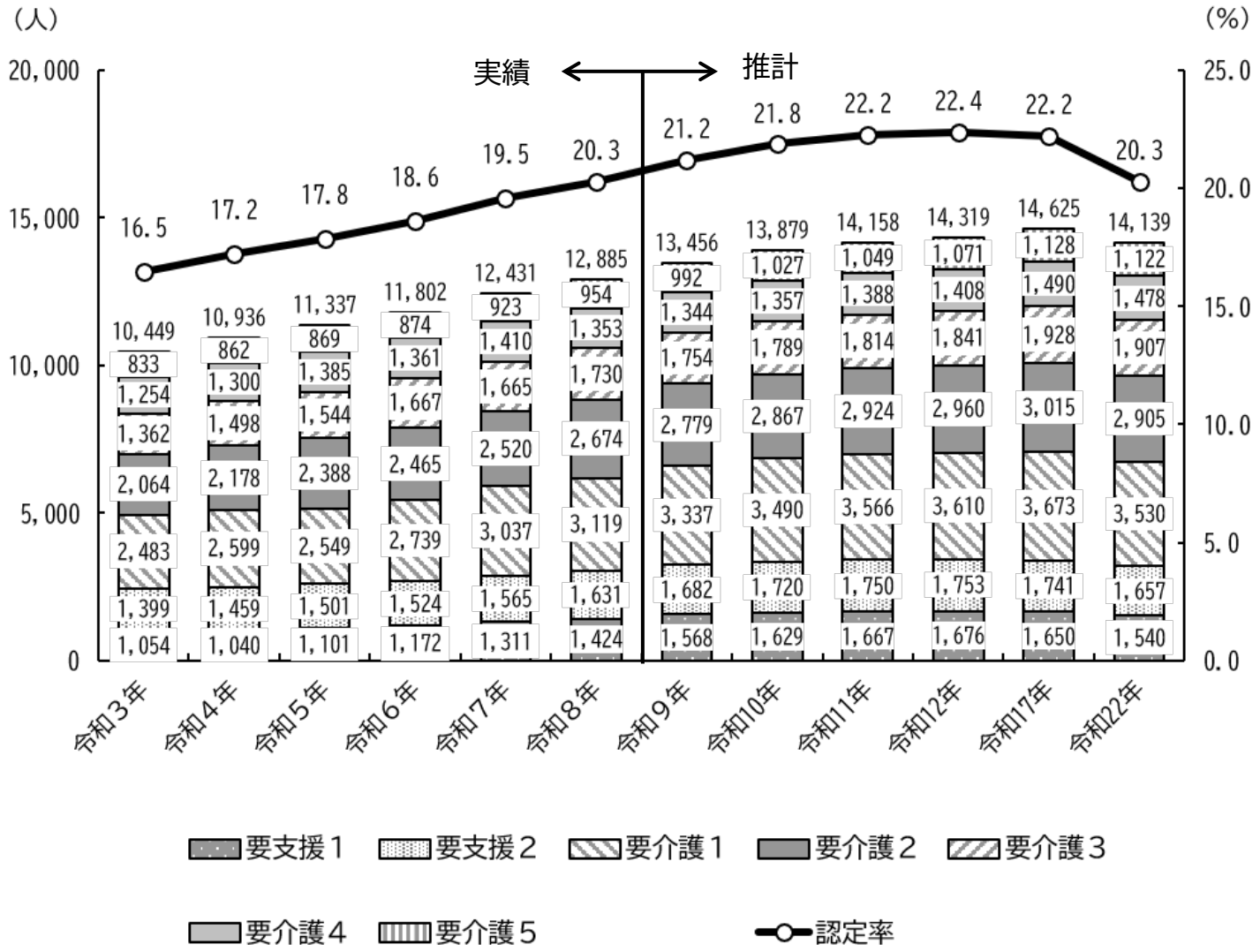
令和22年では、高齢化率は31.3％になる見込みです。



第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

（２）要支援・要介護認定者数の推移

　上尾市の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和８年では12,885人となっています。
　介護度別に令和８年の人数を前年と比べると、要介護４を除くすべての介護度で増加がみられます。
　また認定率は令和８年では20.3%となっており、令和12年までは増加していきますが、令和22年では、20.3%と減少する見込みです。



第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

（３）給付費の推移

給付費は、年々増加しており、令和８年では190億円となっています。
また、令和22年では214億円となっており、令和８年から24億円増加する見込みとなっています。

単位：千円

		令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
給付費		17,642,831	18,461,137	19,086,549	19,672,626	20,221,341	20,616,253	21,055,047	21,860,229	21,432,422
在宅サービス	介護予防給付	270,536	292,094	322,319	351,466	365,094	374,385	375,284	372,183	351,739
在宅サービス	介護給付	8,305,111	8,641,162	8,804,799	9,083,155	9,464,471	9,731,476	9,668,516	10,013,553	9,763,777
居住系サービス	介護予防給付	73,968	63,871	63,746	66,388	70,439	71,155	71,155	70,439	67,105
居住系サービス	介護給付	2,292,831	2,461,512	2,671,198	2,887,326	2,977,244	3,035,341	3,081,860	3,188,564	3,123,195
施設サービス		6,700,384	7,002,498	7,224,488	7,284,291	7,344,093	7,403,896	7,858,232	8,215,490	8,126,606

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

３ 高齢者実態把握アンケート調査等の結果概要

本計画を策定するにあたり、基礎資料として、高齢者の生活状況や支援サービスの必要性等を把握するとともに、市内の介護事業所の現状や人材確保の取組状況を把握するため、市内の高齢者や介護事業所を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査結果からの課題を整理するとともに、アンケート調査結果を掲載していきます。

４ 第９期計画の進捗状況と課題

第９期計画期間中に実施してきた取組の進捗状況を評価し、本計画に反映すべき課題の整理を行いました。

内容については、『【資料1】第９期計画の振り返り』を参照してください。

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

５ 課題のまとめ

本計画の施策の体系を立案するにあたり、本市の現状やアンケート調査結果、第９期計画の進捗状況からみえた課題を整理することで、本計画で求められていることを検討しました。

基本目標１「地域ネットワークの強化」における課題

○　誰もが安心して相談できるよう、地域包括支援センターの役割の定期的な周知や、地域で協力した見守りの仕組みづくりが必要である。

○　身寄りのない高齢者の増加を見据え、地域全体で切れ目のない支援を行うため、身近な支え合いのネットワークを充実し、包括的な相談体制を構築していくことが必要である。

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

基本目標２「生きがいの創出」における課題

○　高齢期の日々の楽しみの創出や、地域活動の担い手確保が課題です。アクティブシニアが経験を活かして活躍できるよう身近な就労やボランティアを紹介し、参加者から運営側へステップアップできる応援体制を整えることが必要。

○　地域でのいきいきとした活動の場の充実や効果的な社会参加支援のあり方を検討していくことが必要。

基本目標３「介護予防の推進」における課題

○　自主的な介護予防を行う一般高齢者は25.9%に留まり、予防の大切さの周知や、身近な通いの場への参加を促すきっかけづくりが課題。

○　アッピー元気体操などの「通いの場」を知らない割合は59.1%、「フレイル」を知らない割合も50.0%に達しており、フレイルの正しい知識を丁寧に伝え、民間施設利用者にも響く案内で気軽な場への参加者を増やすことが必要。

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

基本目標４「在宅生活支援の充実」における課題

○　介護や医療が必要になっても一般高齢者の44.7%、要支援認定者等の43.7%が「自宅に住み続けたい」と望む一方で、要支援者の47.6%が今後の住まいに不安を感じている。

○　老老介護による家族の負担や住宅バリアフリー化への対応が課題です。家族が働きながら介護できるよう在宅生活の実態をきめ細かく確認し、住宅改修や訪問診療などのサービスを適切な時期に利用できる体制を整えることが必要。

基本目標５「認知症との共生・予防」における課題

○　認知症にやさしい地域づくりに向け「早期診断・早期対応のための体制整備」を求める割合が一般高齢者で55.1%と最も高い。一方で、「認知症サポーター」を「知らない」割合は一般高齢者で76.0%にのぼり、ケアプラン利用者の自宅継続困難理由として「認知症の症状の悪化」が53.7%で最多。

○　認知症を早く見つけて初期から適切に対応することや、地域全体の理解が十分に進んでおらず家族が悩みを抱え込みやすいことが課題。

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

基本目標６「権利擁護の推進」における課題

○　成年後見制度を「知らない」割合が一般高齢者の21.2%、「利用したいと思わない」割合も54.6%。また、過去1年間に成年後見制度に関する相談を受けなかった在宅サービス事業所は69.4%にのぼり、市に望む施策として「普及・啓発」を挙げる声が62.9%と最多。

○　制度が難しそうという印象や関心の薄さから利用が進んでおらず、困ったときの相談窓口や地域のサポート体制が十分に機能していないことが課題。

基本目標７「介護保険制度の適正運営」における課題

○　施設・居住系サービスの38.1%が介護職員を「不足」としており、採用難の理由として在宅サービスでは「仕事がきついイメージ」や「低い賃金水準」（各56.5%）が挙げられている。

○　介護に携わる職員の深刻な不足や採用難、現場での離職をどう防ぐかが極めて大きな課題。長く笑顔で働ける職場環境づくりや経営基盤の強化を進めることが必要。

第３章　基本理念、基本目標及び施策の体系

１　基本理念

本市では、「第６次上尾市総合計画」において、目指すべき都市像として「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を掲げて、市民が安心して暮らし、上尾市に住むことを誰もが誇りを持って暮らしていけるまちづくりを進めています。

令和22（2040）年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることから、要介護（支援）者や認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況は今後も日々変化していくことが予測されます。

本計画は、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るとともに、高齢者一人ひとりが地域住民の一員であり、主体的な存在として尊重されるための施策及び事業を推進するため、本計画の基本理念を“高齢者が「住み慣れた地域」で「いつまでも自分らしく」輝き続けるまち あげお”とします。

高齢者が「住み慣れた地域」で
「いつまでも自分らしく」輝き続けるまち
あげお

第３章　基本理念、基本目標及び施策の体系

２ 基本方針

令和22（2040）年の高齢化のさらなる進行を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、以下の基本方針の下に高齢者福祉に係る施策・事業の総合的な推進を図ります。

基本方針１　地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者数のさらなる増加に伴い、高齢化率の上昇や要介護（支援）者数の増加が予測される中、生産年齢人口の減少による担い手不足の深刻化が見込まれることから、地域でともに支え合う地域共生社会の実現に向けて、中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。

第３章　基本理念、基本目標及び施策の体系

基本方針２　高齢者がいつまでも生きがいを持てる支援体制の確保

「人生100年時代」の到来など社会状況が大きく変化するなか、高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により、趣味や生きがいづくりの機会の場を提供するとともに、高齢者の貴重な経験や知識・技術を活かせる場を創出し、社会の担い手として、また、地域の支え手として、生きがいを持った活動ができるよう支援します。

基本方針３　一人ひとりに寄り添った介護サービス基盤の整備

家族形態の変化や地域社会の変容等により、福祉に対するニーズが多様化・複雑化していることから、高齢者一人ひとりやその家族に寄り添った介護サービス基盤の整備を推進します。
なお、円滑なサービス提供を実施する上で、介護人材不足については依然として大きな課題となっています。これまでの取組について、より一層の推進を図るとともに、外国人人材を含めた多様な介護人材を検討するなど、県と連携を図りながら、介護人材の確保・定着を推進します。

第３章　基本理念、基本目標及び施策の体系

３ 基本目標

基本理念や３つの基本方針のもと、本市の現状と課題から整理した本計画で求められていることを基本目標として掲げ、各施策を展開していきます。

基本目標１	地域ネットワークの強化
基本目標２	生きがいの創出
基本目標３	介護予防の推進
基本目標４	在宅生活支援の充実
基本目標５	認知症との共生・予防
基本目標６	権利擁護の推進
基本目標７	介護保険制度の適正運営

４ 施策の体系

今後の施策の展開にあたって、基本理念、基本目標、施策の方向性を体系図で記載をしていきます。

第３章　基本理念、基本目標及び施策の体系

【第９期体系】

基本目標１　地域ネットワークの強化

＜施策の方向＞
（１）地域課題解決体制の深化
（２）相談体制の充実
（３）見守り体制の充実

基本目標２　生きがいの創出

＜施策の方向＞
（１）生きがい活動の支援
（２）社会参加の支援
（３）敬老事業の継続

基本目標３　介護予防の推進

＜施策の方向＞
（１）介護予防サービスの利用促進
（２）地域による介護予防活動の推進
（３）健康づくりの推進

【第10期体系（案）】

基本目標１　地域ネットワークの強化

＜施策の方向＞
（１）地域課題解決体制の深化
（２）相談体制の充実
（３）見守り体制の充実

基本目標２　生きがいの創出

＜施策の方向＞
（１）生きがい活動の支援
（２）社会参加の支援
（３）敬老事業の実施

基本目標３　介護予防の推進

＜施策の方向＞
（１）介護予防サービスの利用促進
（２）地域による介護予防活動の推進
（３）健康づくり及びフレイル予防の推進

第３章　基本理念、基本目標及び施策の体系

【第９期体系】

基本目標４　在宅生活支援の充実

＜施策の方向＞
（１）住まい・移動の支援
（２）在宅生活高齢者・家族介護者に対する支援
（３）在宅医療・介護連携の推進
（４）災害や感染症対策の体制整備

基本目標５　認知症との共生・予防

＜施策の方向＞
（１）認知症との共生
（２）認知症の予防

基本目標６　権利擁護の推進

＜施策の方向＞
（１）高齢者の権利擁護
（２）成年後見制度の利用支援
（３）成年後見制度の利用促進

基本目標７　介護保険制度の適正運営

＜施策の方向＞
（１）介護サービス基盤の整備
（２）要介護認定・給付の適正化
（３）円滑な事業運営の推進支援
（４）効果的な施策の立案と反映
（５）人材の確保・定着

【第10期体系（案）】

基本目標４　在宅生活支援の充実

＜施策の方向＞
（１）住まい・移動の支援
（２）在宅生活高齢者・家族介護者に対する支援
（３）在宅医療・介護連携の推進
（４）災害や感染症対策の体制整備

基本目標５　認知症との共生・予防

＜施策の方向＞
（１）認知症に関する理解の増進と普及啓発
（２）認知症との共生
（３）認知症の予防

基本目標６　権利擁護の推進

＜施策の方向＞
（１）高齢者の権利擁護
（２）成年後見制度の利用支援
（３）成年後見制度の利用促進

基本目標７　介護保険制度の適正運営

＜施策の方向＞
（１）介護サービス基盤の整備
（２）要介護認定・給付の適正化
（３）円滑な事業運営の推進支援
（４）効果的な施策の立案と反映
（５）介護人材の確保・定着・生産性の向上に向けた支援

第４章　施策の展開

基本目標１　地域ネットワークの強化

【現状・課題】

○　市では、多職種連携の強化に向け、日常生活圏域（10圏域）ごとに地域包括支援センターを設置し、相談体制を整備しています。

○　友人・知人と会う頻度は、「ほとんどない」の割合が一般高齢者で20.9%となっています。

○　高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターの認知度について、一般高齢者で「知らない」の割合が39.4%となっています。

○　高齢者が地域で孤立せず、安心して相談できるよう、地域資源を活かした見守り体制を構築していくことと共に、地域包括支援センターが身近な相談機関であることを周知し、相談相手のいない高齢者を減らし、切れ目のない支援につないでいくことが必要です。

【目指す姿】

高齢者が孤立せず地域で安心して暮らしている

第４章　施策の展開

基本目標１　**地域ネットワークの強化**

【成果目標】

何かあった時に相談する相手がいる高齢者の増加

【活動目標】

○　地域の中で、見守ってくれる人がいる高齢者の増加

○　地域包括支援センターの認知度向上

○　初期相談から適切な支援・サービスへつながった割合の増加

○　見守りネットワークの登録事業所の増加

○　課題解決につなげていくための個別の地域ケア会議が実施されている

○　初期相談から適切な支援・サービスへつながった割合の増加

○　地域包括支援センターの事業評価（総合支援事業）が全国平均値より高い

第４章　施策の展開

基本目標１　地域ネットワークの強化

施策１　地域課題解決体制の深化

【主な取組】

○　地域ケア会議の機能強化
○　地域包括支援センターの効果的な運営
○　生活支援コーディネーターの活動の強化

施策２　相談体制の充実

【主な取組】

○　高齢者の総合相談窓口機能の強化
○　身近な相談窓口との連携

施策３　見守り体制の充実

【主な取組】

○　見守り対象となる高齢者の把握
○　社会資源を活用した見守り活動の促進
○　見守りサービスの提供

第４章　施策の展開

基本目標２　生きがいの創出

【現状・課題】

○　一般高齢者で趣味が「思いつかない」の割合が23.2%、生きがいが「思いつかない」の割合が37.4%となっています。

○　現在の幸せの程度（幸福度）をみると、一般高齢者では８点の割合が18.3%、要支援認定者では５点の割合が20.7%と最も高くなっています。　（10点を幸福度が最も高く、０点が最も低い評価としています。）

○　また、ボランティア等の地域活動に「参加したくない」が一般高齢者で52.0%となっています。

○　豊かな生活を送るためには、肉体的、精神的、社会的、経済的にどのような状況であっても、自分なりの生きがいを持ち、幸福度を感じられる暮らし（ウェルビーイング）の実現が重要です。

【目指す姿】

生きがいのある豊かな生活が実現できる

第４章　施策の展開

基本目標２　**生きがいの創出**

【成果目標】

幸せの程度（幸福度）が平均点以上の割合が増加

【活動目標】

○　地域活動の担い手・リーダーとして活動する高齢者の増加

○　シルバー人材センターやハローワーク、青少年活動団体等との連携により、地域での活動に参加している高齢者の増加

○　市が実施する様々な講習や講座等に参加している高齢者の増加

○　高齢者優待カード協力店舗の増加

○　ハローワークを活用して就業し、地域に貢献している高齢者の増加

○　広報や市ホームページによる社会参加に関する周知の取組が実施されている

第４章　施策の展開

基本目標２　生きがいの創出

施策１　生きがい活動の支援

【主な取組】

○　教養娯楽機会の創出
○　外出機会の創出

施策２　社会参加の支援

【主な取組】

○　多様な社会参加の支援
○　社会参加に関する情報発信

施策３　敬老事業の実施

【主な取組】

○　敬老意識の醸成
○　敬老祝金・敬老事業交付金の交付

第４章　施策の展開

基本目標３　介護予防の推進

【現状・課題】

○　自主的な介護予防を行う一般高齢者は25.9%にとどまっており、予防の大切さを周知していくことが重要です。
○　いきいきクラブや通いの場を知らない一般高齢者は４～５割となっています。
○　介護予防の重要性やフレイルの正しい知識を伝え、介護予防や健康に対する意識を高めていくことが重要です。
○　肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが健康状態に満たされることで、豊かで生きがいを持つことができ、幸福度の高い暮らし（ウェルビーイング）が実現されることが重要です。

【目指す姿】

高齢者が自立した日常生活を長く続けられる地域社会

第４章　施策の展開

基本目標３　介護予防の推進

【成果目標】

介護認定を初めて受ける年齢（初回認定年齢）の延伸

【活動目標】

○　介護予防について関心を持ち、自主的に介護予防活動を実施している高齢者の増加

○　いきいきクラブや通いの場など、身近な地域での自主的な活動に参加している高齢者の増加

○　住民主体の通いの場の把握数の増加

○　リーダーやボランティア数の増加

○　いきいきクラブに参加する高齢者の増加

○　通いの場を実施している団体数の増加

第４章　施策の展開

基本目標３　介護予防の推進

施策１　介護予防サービスの利用促進

【主な取組】

○　介護予防の普及啓発
○　リハビリテーション提供体制の構築

施策２　地域による介護予防活動の推進

【主な取組】

○　多様な主体による介護予防活動の支援
○　通いの場の把握と見える化
○　新たな担い手の発掘

施策３　健康づくり及びフレイル予防の推進

【主な取組】

○　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
○　健診等の推進
○　歯・口腔の健康
○　低栄養の予防・改善

第４章　施策の展開

基本目標４　在宅生活支援の充実

【現状・課題】

○　介護や医療が必要になっても一般高齢者の44.7%、要支援認定者等の43.7%が「自宅に住み続けたい」と望んでいます。
○　一方で、要支援者の47.6%が今後の住まいに不安を感じています。
○　要介護認定者では、これからも安心して自宅で生活を送れそうかについて、『思う』の割合が55.7%となっています。
○　肉体的、精神的、社会的、経済的にどのような状態であっても、自分の思いや考えに基づき暮らすことができ、また、ひとり暮らしになっても、安心して生活できる住まいが確保され、自立した生活を営むことができることが必要です。

【目指す姿】

自分らしさをもち、自立した生活が実現できる

第４章　施策の展開

基本目標４　**在宅生活支援の充実**

【成果目標】

これからも安心して自宅の生活を送れそうと思う高齢者の増加

【活動目標】

○　本人の意向（ＡＣＰ・わたしノート）に基づいた意思決定・療養選択ができていると感じる割合の向上

○　在宅生活を継続させるため、今後の住まいに不安を感じている高齢者の割合の減少

○　「わたしノート」の配布数の増加

○　家族介護者を対象とした事業の実施回数の増加

○　医療・介護関係者間の情報共有ルール（入退院支援ルール等）の認知度向上

○　多様な住まいが確保されており、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームにおける検査が実施されている

第４章　施策の展開

基本目標４　在宅生活支援の充実

施策１　住まい・移動の支援

【主な取組】

○　住まいの支援

○　移動（外出）の支援

施策２　在宅生活高齢者・家族介護者に対する支援

【主な取組】

○　在宅生活高齢者に対する支援

○　家族介護者の介護負担軽減

○　家族介護者に対する支援

施策３　在宅医療・介護連携の推進

【主な取組】

○　在宅における医療・介護の普及推進

○　在宅医療・介護サービスの情報共有や連携強化

施策４　災害や感染症対策の体制整備

【主な取組】

○　災害に対する備えの充実

○　感染症に対する備えの充実

第４章　施策の展開

基本目標５　**認知症との共生・予防**

【現状・課題】

○　認知症高齢者等にやさしい地域づくりのために、「認知症の早期診断・早期対応のための体制整備」が上がっています。
○　一方で、相談窓口や認知症サポーターの認知度は低く、認知症に関して、当事者や家族が悩みを抱え込みやすくなっています。
○　『新しい認知症観』を地域全体に周知していくことが重要です。
○　誰もが認知症になっても、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、個人としてできること、やりたいことが実現でき、自分らしく安心して暮らすことができる社会が重要です。

【目指す姿】

誰もが希望の持てる暮らしが実現できる

第４章　施策の展開

基本目標５　**認知症との共生・予防**

【成果目標】

認知症になっても周りの人に助けてもらいながら自宅で生活を続けたいと思う高齢者の増加

【活動目標】

- ○　認知症の人を地域で支える「認知症サポーター」を知っている高齢者の増加
- ○　認知症になっても自分らしく役割や希望を持って生活・社会参加できていると感じる当事者・家族の割合の増加
- ○　認知症サポーター養成講座の受講者数の増加
- ○　認知症サポーターステップアップ講座の受講者数の増加
- ○　定期的に活動を行っているチームオレンジの増加
- ○　本人ミーティング等の当事者主体での集い・交流の実施回数・参加者数の増加

第４章　施策の展開

基本目標５　認知症との共生・予防

施策１　認知症に関する理解の増進と普及啓発

【主な取組】

○　新しい認知症観を踏まえた、正しい理解と普及啓発

○　地域への正しい理解の促進

施策２　認知症との共生

【主な取組】

○　認知症に関する普及啓発

○　認知症の人を支えるネットワークの充実

○　地域での日常生活・家族支援の強化

施策３　認知症の予防

【主な取組】

○　認知症の早期発見・早期対応

○　認知症予防に関する普及啓発

第４章　施策の展開

基本目標６　権利擁護の推進

【現状・課題】

○　介護者などから、虐待等を受けたことのある高齢者は若干数であるがいることがうかがえます。
○　「成年後見制度を知らない」が21.2%など、高齢者の権利擁護に関して、周知・啓発が必要です。
○　高齢者が尊厳をもって、安心して生活ができるよう、高齢者虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組が必要です。
○　今後の高齢者単身世帯の増加や、頼れる身寄りのない高齢者の増加の顕著化や、高齢による判断力が低下してきたとしても、権利擁護支援により、住み慣れた地域で安らぎを感じながら、生活できる環境が必要です。

【目指す姿】

高齢者が安らぎを感じられる社会が実現できる

第４章　施策の展開

基本目標６　**権利擁護の推進**

【成果目標】

介護者等からの虐待被害の解消

【活動目標】

○　虐待や消費者被害を受けた場合の相談できる人がいる高齢者の増加
○　成年後見制度が認知され、制度を利用したいと思う高齢者の増加
○　施設従事者に対する高齢者虐待防止研修が実施されている
○　専門職チーム派遣事業（弁護士・社会福祉士等）を活用した、困難事例に対する随時相談・即応体制が維持・運用されている
○　成年後見制度に係る講演会が実施されている
○　支援調整会議等を通じた適切な支援方針の件数の増加
○　市民後見人養成研修が実施されている

第４章　施策の展開

基本目標６　権利擁護の推進

施策１　高齢者の権利擁護

【主な取組】

○　消費者被害の防止
○　高齢者虐待の防止

施策２　成年後見制度の利用支援

【主な取組】

○　成年後見制度の利用支援

施策３　成年後見制度の利用促進

【主な取組】

○　成年後見制度の普及・啓発
○　担い手の確保・育成等の充実
○　相談体制の充実
○　関係機関の連携・体制強化

第４章　施策の展開

基本目標７　介護保険制度の適正運営

【現状・課題】

○　事業所において、前回に比べ生産性が向上していると感じている割合は40.9%となっています。

○　現在、介護サービスを受けている高齢者で、サービスに満足している高齢者は、68.6%となっています。

○　適切な介護サービスを提供するためには、介護サービス事業所の運営における社会的な地位の向上や処遇改善、DX化等による業務の効率化、人材確保により、支える側も笑顔で働くことのできる環境の整備が求められています。

【目指す姿】

支える側（介護者）が笑顔で希望の持てる職場が実現できる

第４章　施策の展開

基本目標７　介護保険制度の適正運営

【成果目標】

事業所での生産性が向上していると感じている割合の増加

【活動目標】

○　介護人材の不足を感じている事業所の割合の減少
○　提供を受けている介護保険サービスに満足している高齢者の増加
○　先進事例が事業所に周知されている
○　介護入門的研修修了者の増加
○　外国人介護人材を雇用する事業所への支援の増加
○　ケアプランの点検実施件数の増加
○　縦覧点検・医療情報が突合されている

第４章　施策の展開

基本目標７　介護保険制度の適正運営

施策１　介護サービス基盤の整備

【主な取組】

○　介護サービスの適切な整備

施策２　要介護認定・給付の適正化

【主な取組】

○　要介護認定の適正化

○　介護給付の適正化

第４章　施策の展開

基本目標７　介護保険制度の適正運営

施策３　円滑な事業運営の推進支援

【主な取組】

○　介護保険事業の質の向上・確保
○　介護業務の効率化及び職場環境の向上を目指した取組の強化
○　介護保険制度の適切な利用の促進

施策４　効果的な施策の立案と反映

【主な取組】

○　ＰＤＣＡサイクルの推進

施策５　介護人材の確保・定着・生産性の向上に向けた支援

【主な取組】

○　介護人材の参入促進支援
○　介護人材の資質向上支援

第５章　基盤整備の方針

１　主なサービスの整備方針（計画期間内施設整備計画）

（１）施設系サービスについて

特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設につきましては、市民アンケート結果や、各サービス事業者へのヒアリング結果によると、サービス提供状況について概ね充足していると考えられます。

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第10期整備目標
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	設置数	2	0	0	4	2	0	1	2	1	2	14	―
	定員	218	0	0	431	90	0	50	172	100	150	1,211	―
介護老人保健施設	設置数	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	4	―
	定員	0	0	0	250	0	0	0	150	150	0	550	―

※両施設の整備・規制等については、埼玉県が指定権者です。

第５章　基盤整備の方針

（２）地域密着型サービスについて

　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）につきまして、第９期計画期間では、未整備圏域に１事業所の募集をしておりましたが、応募はなかったため、引き続き未整備圏域のみ募集を行ってまいります。

　小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護につきまして、第９期計画期間では、未整備圏域に４事業所の募集をしておりましたが、新規開設はなかったため、引き続き未整備圏域のみ募集を行ってまいります。

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第10期整備目標
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	設置数	2	0	1	1	1	2	2	1	2	1	13	1
	定員	36	0	18	18	27	45	27	18	36	18	243	18
小規模多機能型居宅介護	設置数	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	4	4事業所（小多機・看多機含む）
	定員	0	0	0	0	0	18	29	25	29	0	101	
看護小規模多機能型居宅介護	設置数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
	定員	29	0	0	0	0	0	0	0	0	29	58	

２　介護保険外サービスの整備状況（老人福祉事業）

軽費老人ホーム、養護老人ホーム等の整備状況を記載します

第６章　介護保険料の考え方

１　介護保険料の算定方法

第10期の第１号被保険者の介護保険料の算出方法を掲載していきます。

２　量の見込み

第10期の介護給付等サービスの量の見込みについては、国から提供された地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を使用し、利用実績や基盤整備の方針などをもとに、利用者数の増減を勘案して推計を行っていきます。

３　給付費の見込み

本計画期間における給付費の見込み額の推計を行っていきます。

４　保険給付の財源

保険料負担割合や介護保険給付費等準備基金などについて、国や県等の方針を踏まえて、記載をしていきます。

※令和５年度末基金残高　　：10.2億円　※第９期計画期間中に９億円の取崩し
令和８年度末基金残高（見込み）：10.3億円

第６章　介護保険料の考え方

５ 所得段階の設定

第10期介護保険料の所得段階別設定について、国や県等の方針を踏まえて、記載をしていきます。第９期：13段階。

６ 第10期保険料の基準額

保険料基準額の算定、第１号被保険者の所得段階別保険料、低所得者の第１号保険料の軽減について、今後、算定を行い、記載をしていきます。

期	基準月額	対前年比	
		増減額	増減率
第7期(平成30～令和2年度)	4,888円	294円	6.4%
第8期(令和3～5年度)	5,603円	715円	14.6%
第9期(令和6～8年度)	6,297円	694円	12.4%
第10期(令和9～11年度)			

第７章　計画の推進体制

１　計画推進の体制確保

（１）全庁的な施策の推進

福祉部局、保健医療部局、住宅、労働、交通等の担当部局とも連携・協力し、関係各課との連携を密にし、全庁的な施策の推進に努めます。

（２）計画の進行管理

本計画に基づいた実施計画を策定し、アウトカム指標（成果指標）、アウトプット指標（活動指標）で評価を行うことで本計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて事業を見直し、計画の進行管理を行います。

（３）情報提供と計画推進への参画

「広報あげお」、市 ホームページ、パンフレット等の多様な情報媒体を活用し、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。また、地域の関係者、医療・介護等の多職種協働による地域ケア会議を開催し、計画推進への参画を図ります。

２　評価指標

評価指標の一覧を掲載していきます。

基本目標３ロジックモデル

課題	アウトプット	初期アウトカム	中間アウトカム	最終アウトカム
○自主的な介護予防を行う一般高齢者は25.9%に留まり、予防の大切さの周知や、身近な通いの場への参加を促すきっかけづくりが課題。 ○アッピー元気体操などの「通いの場」を知らない割合は59.1%、「フレイル」を知らない割合も50.0%に達しており、フレイルの正しい知識を丁寧に伝え、民間施設利用者にも響く案内で気軽な場への参加者を増やすことが必要。	・住民主体の通いの場への多角一体的支援 ・生活支援体制整備事業（市社協委託）による新たな担い手・ボランティアの発掘・育成	・住民主体の通いの場の把握数の増加 ・ボランティアや通いの場のリーダーの増加	・介護予防について関心を持ち、自主的に介護予防活動を実施している高齢者の増加 【指標】 ・自主的に介護予防（運動や講座の受講等）を実施している割合（ニーズ・市独自問13）	高齢者が自立した日常生活を長く続けられる地域社会 成果目標：介護認定を初めて受ける年齢（初回認定年齢）の延伸
	・地域における通いの場の把握と、情報の発信 ・地域での活動を支える新たな担い手の発掘と支援	・いきいきクラブに参加する高齢者の増加 ・通いの場を実施している団体数の増加	・いきいきクラブや通いの場など、身近な地域での自主的な活動に参加している高齢者の増加 【指標】 ・いきいきクラブ・通いの場に参加したことがある割合（ニーズ・市独自問14）	